

平成27年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年2月24日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成27年2月24日 午後3時30分 委員長宣告

4. 審査事項

報告事項

- 1) 子ども子育て支援新制度に係る保育所の利用者負担額について
- 2) その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	野呂和久	副委員長	天羽良明
委員	林則夫	委員	可児慶志
委員	富田牧子	委員	酒井正司
委員	出口忠雄		

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議員	山田喜弘	議員	川合敏己
議員	山根一男	議員	伊藤英生
議員	伊藤健二		

8. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長	佐藤誠	こども課長	高井美樹
--------	-----	-------	------

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉田隆司	議会総務課長	松倉良典
議会事務局 書記	小池祐功	議会事務局 書記	渡邊ちえ

開会 午後3時30分

委員長（野呂和久君） それでは、予算決算委員会に引き続き、大変お疲れさまでございます。ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

これより会議に入ります。

子ども・子育て支援新制度に係る保育所の利用者負担額についてを報告事項といたします。執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（佐藤 誠君） それでは、まず私のほうから、委員会開催に至りました件について御説明をいたしたいと思っております。

今定例会におきまして、可児市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を上程させていただいておりますけれども、その第6条で、保育料につきましては条例で限度額を定めまして、詳細については規則で定めることとしております。

条例につきましては、委員会で審査をしていただいた後、平成27年3月23日に議決になるわけですが、それを待って保護者の皆さん方に保育料というものをお知らせするには、保護者の皆様方の立場からいたしますと時期的におそいのではないかというふうに思います。

そこで、少しでも早く保護者の皆さん方にお知らせをするために、平成27年3月の中旬の保育料の入園決定通知にあわせまして、保育料の案でございますけれども、お知らせをしたいというふうに考えております。

詳細につきましては、利用者の負担額の趣旨、それから概要等につきましてでございますけれども、こども課長のほうが説明をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

こども課長（高井美樹君） それでは私のほうから、お手元の資料の1に基づきまして順次説明をまいりますので、お願ひいたします。

まず1番、改定趣旨でございます。

理由としては、大きく2点でございます。

まず1点は、保育の必要な時間というものが、少し考え方が今までと変わるということでございます。これは下のところに図解をさせていただきますので、これについて御説明いたします。

まず現行の四角のところをごらんいただきますと、今までは8時間を通常保育という言い方をしておりました。これが午前8時半から午後4時半ということで、公立の園の場合はやっておりましたが、その前1時間と、後ろに2時間ですね、ここを延長保育ということで、保護者の就業状態等に基づいて、延長の必要な方については当然書面等の確認をして、申し出をいただいて延長というものをやっておりましたが、保育料に関しては延長保育料というのではなく、全体の枠の中で保育料として決めてやっておりました。

ところが、今回の国の新制度によって、ここの四角の中ほど、短時間が8時間、標準時間が11時間という2つの区分を設定するように定められました。これによって、今までは通常が8時間という考え方が、標準が11時間という考え方になり、今までの通常保育としていた8時間というものが短時間という考え方になるということです。これは、いわゆる保護者

の就労状況によって、短時間の8時間保育なのか、11時間の標準時間保育なのかということを決めなくてはならないということになります。

そんなことでこの2つが設定され、さらに今度、四角の延長というところについては、これは別途延長保育料が必要になってくるという考えになってくるというものでございます。

これを、現行のさらに右側に矢印で出ていますけど、3歳未満児を今回の新しい制度では認定をしなきゃいけない、3号認定というものにしないでいい。それから、3歳以上の児童については2号認定という認定をしなくてはいけないということなので、区分としましては未満児で標準と短時間、それから3歳以上の2号認定で標準と短時間ということで、4つの区分に分けなくてはならないというふうになってまいりました。

これは、特に8時間と11時間につきましては、保護者の就労状況とか勤務場所等を勘案して、全ての園児に対して、短時間か標準時間かを認定すると、認定証というのが入園決定とともに出ていくということになるということです。これも何せ初めての作業になってしまっていて、システム開発をまだ今やっているというような状況でございます。

ここで、短時間と標準時間に分けるということは、国のほうから1人の園児当たり出てくる補助金の単価、保育単価というものが変わってきますので、明確に、例えば会計検査員が見えたときには、この人はこうだから標準です、この人はこうだから短時間ですということを一人一人のケースに基づいて説明できるような明確な区分が必要になってくるということなので、ここを全部、我々事務的には11時間に全部認定してしまえば楽なんですけど、そうもいかないということで、8時間と11時間の保育時間を設け、さらにここにあります延長部分に延長保育料というのを定めなければならないというようなことになってまいりました。それが1点でございます。

もう1点が、今回の子ども・子育て支援法が制定されまして、今まで説明してまいりました施設型給付という新しい枠組みが出てきました。これによって、児童福祉法も改正がされて、保育料の基本根拠になる分に少しふぐあいが生じてきたというようなことが、冒頭説明が国のほうでもあったんですけど、これをどうするかということで、国のほうの説明もなかなか確定が今までされていなくて、最終の説明だとか、それから先ほど言いました保育単価というのが、今回可見市が100分の3地域区分に編入をされるというようなことが、その確定が平成27年1月中旬までずれ込んでしまいました。そんな関係で、今回の平成27年3月の条例にお諮りするような形になったというところでございます。

ちなみに、近隣の市も、結構今議会で議案を上程しているところが多いというふうに確認しております。

以上が改定趣旨2点、大きくその2点でございます。

改定の概要といいますか、内容について簡単に御説明いたします。

まず 番、これは先ほど申し上げました3歳以上と3歳未満で、標準と短時間ということで4つの区分に分けますよと。その4つの区分を分けた中で、それぞれの保育料の最高額を条例に定めるということにいたしました。この考え方については、9月議会でお諮りしまし

た瀬田幼稚園の保育料と同じ考え方で、条例で最高額を定め、階層別の保育料については規則で定めるといふようなことになっております。

もう一つ、ちょっと飛びますけど4番ですね、今申し上げたとおり、階層別の保育料は国が定める基準額を上回らない範囲で規則で定めますということです。私立保育園についても公立保育園と同じ階層別保育料を規則で定めるといふところでございます。

それでは、資料の裏面をごらんいただきますと、今回の保育料負担額の階層別の考え方といふのを少し書いてございますが、まず先ほど言いました条例で定める最高額といふのは、この表の一番下のところです。6万円、6万2,300円、2万9,000円、3万300円、一応ポイントを大きくして下線を引っ張っています。これを最高額として条例で定めるといふところでございます。

それから、先ほど言いました国が定める階層別の基準額を上回らない範囲で規則で定めるといふところでございますが、これが表のところで3号と2号があって、網かけしてあるのが国です。これが国の額が最高額以内で市の保育料を定めるといふことになりまますので、内側になっておりますけど、網かけの内側の数字が国の最高額を超えないような形で、規則で以降の階層分については定めをしていくといふようなところでございます。

それから、済みません、また表にちょっと戻っていただきまして、2.改定概要の 番ですね。こちらは今回の改正に伴いまして、保育料を決定する根拠が今までは個人の所得税で保育料を決定しておりましたが、これが来年度から市民税に変更になります。

それから 番、短時間保育認定者が利用する延長保育料を条例で定めるといふことで、これも瀬田幼稚園も預かり保育といふことで、先般平成26年9月議会で決めさせていただきましたが、これも同じ考え方で、延長分について今回から新たに延長保育料を定めるといふところでございます。

それでは次に、3番の保育料の考え方の案を御説明いたします。

ここで少し図解をしてございますが、まず今回から、11時間の標準保育料と右手にある短時間の保育料を定めなくてはならないと。先ほど言いました延長保育料といふのも、短時間利用者が使ったときにどういった形になるか決めなきゃいけないといふことで、まず1番は、短時間保育料のほうについては、現行の保育料をそのまま当てはめると。当てはめた上で、8時間から11時間の3時間の差があるわけですけど、ここの標準時間との差額、間差をどういふふうに設けるかといふところが、一つ今回の検討の大きな事項でございました。

そこで一つ大きなポイントになりますのが、延長の保育料ですね。要するに3時間をどういふふうに考えるかといふところですけど、今のところ、案としましては延長の保育料は瀬田幼稚園と同じ30分50円というものを設定しております。なので、3時間使われると、1日最大で300円の延長保育料がかかるというケースが出てくるということです。ここの短時間と標準時間の間に、ある程度それぞれ御利用の方の納得感の得られるような間差といふのがここに必要になってくることになりまますと、やはり延長の保育を使われる方がどれぐらいになるのかといふところもあるわけなんですけど、ここの部分がやはり一つ重要なと

いうふうに思いました。

そこで、図解の右手にあります間差についてどういうふうに考えるかというところが、国のほうが今回の8時間と11時間のコストの差というのが1.7%ということで、国のほうが資料として示してきております。今回、可児市の場合は保育単価100分の3地域の地域区分の指定になるということをお願いしましたが、これは国の調整手当、美濃加茂市と多治見市は、我々の人事院勧告では100分の3地域で調整手当が出ているんです。可児市は調整手当はなかったわけなんですけど、国のほうが今回、人事院のほうも段階的にその区域に編入していくということがあったわけなんですけど、この考え方が介護保険の事業所、それから保育園の子ども・子育てに関しても、やはりそこに働く人々の給与を引き上げていこうという考え方の中で、100分の3地域に可児市も設定がされるということが決定いたしました。その関係で、国・県全体の予算で2,500万円ほどの予算増になると。単純に100分の3にふえることの増額分というのは、約2,500万円ほどあるわけなんですけど、これを可児市の負担分が750万円程度というふうに考えております。こういった部分を一部保護者の方にも負担していただくというふうに考えたところです。これを延長の保育料、それから、この間差の中で多少は負担を強いていただく必要があるだろうという考え方に基づいて、済みません、また裏面のほうをごらんいただきまして、それぞれの保育料の設定のところがあるんですけど、ちょっとその前にこの表の御説明を順次させていただきます。

まず一番左手、推定年収というのがございます。これは国のほうが示しているものでございまして、AからD8とありますが、この推定の年収というのが生活保護世帯のバーから、1,130万円以上という高額所得と言えるような設定でそれぞれ分かれております。

税額がその右手、区分のところでありまして。市民税の非課税世帯、それから所得割課税額が4万8,600円未満、それからそのすぐ右側ですね、7万2,800円未満とずうっとあるわけなんですけど、国の区分より、可児市の区分のほうが少し細かく設定をしております。それが表の中のD1、D2ですね。例えばここですと、国のほうは2万9,600円という黒塗りが真ん中にあります。これを右手へ行きますと1万8,000円と2万3,000円と分けております。やはりこの所得の分を、過去においてこの階層を分けているわけなんですけど、ある程度所得をもう少し細かく割ろうという形になっておりまして、年収470万円未満のところを2つに割る、それから640万円未満のところを2つに割る、推定年収が930万円未満のものを2つに割るというようなふうにして所得を割っております。よって、可児市の場合は全部で13階層というところで、中間層のところを細分化しているという表になっております。

算定基準を所得税から市民税への変更につきましては、国のほうがある程度いろいろなケースに基づいて勘案してつくられたものが、おおむね課税額の基準としては妥当な線で区切りがされているかなというふうに考えております。

ここにあります7万2,800円未満とか、これは当然所得税になりますとここの額が少し変わってまいりますけど、ここを少し緩く見比べても、大体おおむね妥当な線で区切りがされているかなというふうに考えております。

続きまして、3号の3歳未満と2号の3歳以上がありますけど、先ほど言いました網かけをしてあるものと、それから市が今回考えている保育料とありますけど、まず短時間のところの国と市を比較してごらんください。

ざっと見ていただきますと、最高額に至っては、国のほうの最高基準額が10万2,400円という額になっております。以下、ずうっと所得階層別に国のほうが基準を示しておりますが、可児市の場合は、当然のことながらこれを上回るところはできないわけですし、ぱっと見たところ、低所得者層と高所得者層のところには国との大きな間差があるということがわかります。ここにつきましては、従前からの保育料はこのような保育料で決定してきております。その中では、従前からはこの保育料を規則で定めておりまして、国がこういった基準を毎年出していましたので、この基準の動向を見ながら必要に応じて改定をしてきて、現時点では最新のものとしては、この短時間にある市の保育料というのは、現行の未満児の保育料ということになります。

右側の、2号(3歳以上)というところの短時間のほうを見ていただきますと、網かけが国が示しているもの、それから市と書いてあるのが現行の保育料ということになっております。なので、3歳以上児の保育料ですと、一番最高で払っておられるのが現時点では2万9,000円というような表になっております。

あと、間差はずうっと見たとおりではありますけど、特に母子世帯のところの間差というのは結構大きく差をとっておりまして、そういう意味では、貧困対策ということも含めて、母子世帯の保育料を可児市としては従前から低い設定でやってきているかなあというふうに考えております。

市の階層がA、B、C、Dというふうにありますけど、可児市の子育て世代の所得階層は、D3の階層が一番多くなっています。なので、現行でいいますと、3歳未満児の方ですと3万円、それから3歳以上の方は2万2,000円という保育料の方が今一番多いかなと。この前後に、大体Dの階層のD2からD5のあたりで、大体6割ぐらいはこの階層に子育て世帯の所得があるのかなというふうに考えております。

以上で、このD3のところを見ていただきますと、間差を未満児は1,100円、3歳以上のところは1,000円という額がとってございます。ここの1,000円と1,100円というのが、先ほど申し上げました短時間保育の方が延長保育を使って延長保育料をお支払いになったときに、例えばどうしても週に1回残業ができてしまったと、それで迎えにいけなかったと。そのときに、例えば2時間なり3時間払うと300円ぐらいかかる。それが大体月に3回程度あると、900円ぐらいであろうということを考えると、一番標準的に、一番所得層の多いD3のところがこの1,000円程度の御負担を、今回標準の11時間保育を使われる方については、短時間保育の方から上乘せをする必要があるだろうということで、短時間保育の方が月に3回程度、時間外、残業等でお迎えがおくれた場合でも、いわゆる11時間保育の保育料を超えていかないというようなところの設定だと、これが先ほど言いました標準時間保育の方と短時間保育の方の納得感、両方の納得感をどこでとるかということでは、ちょうど合いのいい間

差になっているのかなというふうに考えております。

以上が、この表のとおり、1,100円と1,000円を中心にして所得に応じた間差を設けまして、額を決定しております。よって、最終的に申し上げますと、短時間保育の市の現行の保育料に間差の額を足して、11時間保育の保育料が出てくるというような形になっております。これが保育料の案でございます。

スケジュールでございます。

4番、表のほうへ戻っていただきまして、入園の申し込みが新規の方については、11月に終えております。継続園児の方については、1月末で申し込みを終了しております。こんな関係で、既に新規入園者の体験入園だとか説明会がそれぞれ始まっているわけなんですけど、まだここでは保育料をお示しできない状況になっています。なので、現時点の保育料ですね、今申し上げましたこの表をお示ししながら、短時間保育と標準時間保育というものができて、変更がありますよということは、一応アナウンスはさせていただいておりますけど、これは平成27年3月中旬に向けて、今入園決定の処理をしております。先ほど言いました4区分に分けた区分を設定していくわけなんですけど、その方の所得がどれだけで、あなたの子供の保育料はこれぐらいになりますよということは、ここで何とかお知らせをしたいということを考えておまして、ここでは案というもので、できれば保護者の皆さんにお知らせだけしておきたいというようなことでしております。

平成27年4月に決定した保育料を引き落としするというところでありますけど、今回、国の大きな改正があるわけなんですけど、最終的な数値の確定だとかシステム改修というのが非常におくれてきております。ですけど、平成27年3月中旬には保護者のほうに何とか入園決定を送付したいというようなこと、あわせて先ほど言いました保育料もお知らせをしたいということでございます。

保育料は、今まで所得税の確定後に決定をしておりましたので、5月に入ってから4月、5月分、2カ月分を引き落とししてしていました。そんな関係で結構高額な引き落としを一月にしていたわけなんですけど、今回の改正に伴いまして、市民税のデータを使うということで、今回の保育料は前年度の市民税の数値を使って保育料を決定するというやり方になります。なので、4月末に4月分の保育料を引き落としができる。要するに、当月に当月の保育料が引き落としができるような状態になっていくということになります。

この新制度に伴って、前年度の所得から計算した直近の市民税を使用して、保育料を今度は9月にまた決定しますので、4月と9月、2回、9月の時点から見ますと、前々年度の所得による市民税額と、前年度の所得による市民税の額で、4月と9月それぞれで保育料を決定するという作業を行います。その結果、同じ方もあれば、上がったたり下がったりする方も多少は出てくるという状況になるというふうに変わってまいります。

以上が、今回の子ども・子育て支援新制度に係る保育所に通園する方の利用者の負担ということについて御説明申し上げます。以上です。

委員長（野呂和久君） 御説明ありがとうございました。

これより質疑を行います。

委員（富田牧子君） 大変御苦労をされて大変ですねと言いたいですけれど、まずお聞きしたいのは、現行で通常保育は8時間で延長が1時間前、後ろに2時間と、延長保育もしたときの保育料というのは、一体今ってどういうふうになっているんですか。それをまず教えていただきたい。

こども課長（高井美樹君） 先ほどの資料の表のほうをまず見ていただくと、現行で通常保育8時間、延長、延長と書いてあるんですけど、まず11時間のうち延長保育料というのはないです。それが今回の制度によって、通常保育の8時間が短時間保育というふうに位置づけが変わるものですから、3時間の分については、延長保育料というのがそれぞれ発生してしまうということですね。

委員（富田牧子君） 引き続きお伺いしたいのが、今の保育料は実際どれぐらいなのかというところで、裏のところにA、B、C、Dの階層まで書いてありますよね。今それぞれは幾らなんでしょうか。

こども課長（高井美樹君） 現行の保育料は、ここで言います、例えば3号（3歳未満）のところにあるのは、短時間、左手の「市」と書いてあるこの部分ですね。いわゆる今の保育料を短時間の利用者の保育料に当てはめるということにしておるので、3歳未満児の方についてはゼロ円から始まって一番下の6万円の列ですね。それから3歳以上の方については、右側の表へ行きまして、短時間のところのゼロ円から始まって2万9,000円。ここが今の現行の保育料です。なので、現行の保育料を短時間の方に当てはめるというのは、今の通常時間というものが保育料としてなっているという考え方なので、ここをそこに当てはめたという考え方です。

委員（富田牧子君） それから、この認定ですけど、4つに区分して認定するわけですけど、これというのはもう今までの人は終わっているわけですか。新しい人はこれからということなんですか。それとも、今から認定を始めていくということなんでしょうか。

こども課長（高井美樹君） これは新制度のものになりますので、平成27年4月1日以降に入園される方から対象になるということなので、今、年中か年少、未満児で見える継続される方も、それから新規に、例えば3歳から入る子、未満児で入る子、全てがこの認定という作業によって認定区分が決定されるということです。ただ、3歳未満、3歳以上というのは物理的にも決まっていますので、あとは8時間の短時間保育なのか、11時間の標準保育なのかというのは、それぞれ保護者の方の勤務状況とか勤務場所とかを、就労証明も提出書類の中にありますので、そういうところを勘案して、受け付けのときにお話ししながらやっていただいています。今その作業の真っ最中です。これをできれば平成27年3月の入園決定のときにあわせて、あなたは8時間の短時間保育ですよ、あなたは11時間の標準保育ですよというのをあわせて、みなしの形になりますけど通知していくというようなことが必要になっていきます。

ちなみに、今システムのほうもちょっとおくらせていまして、最終の情報はまだ入っていない

ですけど、大体3割が短時間保育、7割が11時間の標準保育というような大体の比率かなというふうに担当のほうは言っていました。

委員（富田牧子君） この認定が納得できないときは、不服申請はできるわけですか。

こども課長（高井美樹君） これは規則で、今回その辺の認定の書類だとか様式とか、国が今標準フォーマットを出してきたので、その最終の詰めをやっていきますけど、私は勤めるのに車が混んで、とてもいつも8時間保育のところで迎えに行けないという申し出があれば、当然それは再度話をさせていただいて、変更ということは当然可能です。

委員（富田牧子君） ぜひ、そのことを事前に皆さんにきちっとお伝え願いたいというふうに思うわけですね。そういうふうに納得いかなかったらちゃんとできるし、もしちゃんとした理由ならそうなりますよということをやはりやらないと、制度を変えるときに、はい、あなたはこっちだという割り振りはやっぱりすべきじゃないと思います。ついでにもう1つ聞きたいんですけど、さっきもちょっと説明されましたけれども、もうちょっと丁寧に説明してほしいのは、所得税から市民税に保育料の決定を変更した理由ですね。そこら辺をもう一度教えてください。

こども課長（高井美樹君） これは国の新制度の中で決定がされてきたことですが、考えられる理由といたしましては、まず先ほども申し上げましたとおり、一番大きいのは、幼稚園の就園奨励費は市民税のデータを使っています。なので、市民税のデータで最終的に計算をして、就園奨励費補助金を幼稚園に通っている親にお返しすると。片や保育園のほうは所得税でやってきたということなので、ここは施設型給付ということで、私立の幼稚園も施設型給付に入ってくると、所得に応じた保育料に変わってきます。なので、ここに片や所得税、片や市民税というよりは、市民税一本にそろえましょうかというのが大きな一つの考えかなあというふうに考えますし、何で今まで市民税じゃなかったんだと言われると私ちょっとお答えできませんけど、市町村としては市民税のほうが自分のところで最終的に決定をさせていただいた課税額になりますので、そういう意味では、早く入手ができるということになります。先ほど申し上げたとおり、4月については前々年度の所得に課税された市民税課税額で、9月には前年度の所得に応じて決定した市民税課税額で変更するということなので、ある意味では我々市町村の事務も軽減されるし、幼稚園の就園奨励費と保育料との考え方の中にも統一感ができてくるという考え方に基づいているものというふうに、今まで読んだ資料の中では考えられます。

委員（富田牧子君） ちょっとよくわからないから聞くわけですけど、所得税から市民税に変更することによって、何ら差異は起こらないですか。

こども課長（高井美樹君） 先ほども言いました、おおむね妥当だとしか言いようがないんですけど、当然、所得税のときであっても市民税のときであっても、その方の前年度の所得に応じて変わりますので、ここの差がですね。なので、局所的には、もしかすると所得税の計算のままだったら私はこのD1の保育料なのに、市民税になったらD2になってしまうという方は、局所的にはあり得るかもしれないですけど、全体の最適化の中では、国のほうも

よく考えられているようにできているかなというふうに考えています。

全員がどうだというのはちょっと、当然局所的には差がある方は出てくるし、それも今回、今までは4月に決定したら1年間の保育料のものが、逆に言えば9月に見直しするということになるので、当然そこでも動く方はあるでしょうから、ここの部分については、当然境目の方については、下がる人もあれば上がる人も多少はあるかなというのは想定はされます。ただ、どれだけかと言われても、ちょっとそこまでは申し上げられません。

委員（富田牧子君） 所得税はいろいろ控除がありますよね。だけど、市民税になるとそういうことはお構いなしに税額が決定されるというふうに私は思うんですけど。

ちょっと私が質問に欠いたところがあるんだけど、ひとり親家庭のみなし寡婦控除なんかの場合、結局それは所得税でやるからその控除があって、保育料も影響して下がるという話がありますけど、これを市民税にしたらそういうことは起こりませんよね。どうなんですか。こども課長（高井美樹君） 寡婦控除の話は別といたしまして、市民税のものに確認を私もしたんですけど、今、富田委員がおっしゃったように、所得税と市民税の控除というのが、例えば所得税38万円だけど市民税は33万円だとか、多少控除によってちょっとずつ違うのがあると。かつて、何年というのははっきり申し上げられないんですけど、かつては所得税のほうが課税額が高くなっていったんですね。高くなっていったのが、この控除の変更によって市民税が高くなってしまったという状況が税法改正によって生じたときに、市民税の課税のときに調整控除というのを処理の段階でするそうです。なので、簡単に言うと、先ほど言った38万円と33万円の差の部分を、どうも調整控除という形でしているそうなので、基本的にはそこに大きな差異は生じないというふうに確認をしました。私も市民税の担当者に聞いた感じの中ではそういう回答だったので、それをそのまま言う形で申しわけないんですけど、そういう理解にしております。

委員（酒井正司君） 先ほど、現行の保育時間は8時半から4時半とおっしゃいましたね。これを見ると8時間、11時間と時間しか書いてないんですよ。表で見ると、前倒し1時間、後ろ延長2時間みたいに見えるんですが、この辺はどうなんですか。

こども課長（高井美樹君） 公立の保育所については、一応午前8時半から午後4時半を標準時間ととっていますけど、私立にいきますと、これが午前8時から午後4時だとか、それぞれの園によって8時間の考え方は変えていただいているということなんですけど、極端に午前7時が標準、いわゆる今まで言っていた通常保育でいいかどうかということも、多分過去からずっと流れがあるので、8時間をどこにとるかというのは、公立の場合は午前8時半から午後4時半なので、その1時間前を延長、後ろ2時間を延長という形で今までは運用してきたので、それを今回そのまま当てはめると、短時間が午前8時半から午後4時半という考え方になると。私立の保育園なんかですと、午前8時から午後4時でやってみるところもあります。なので、考え方としては、園によってそれぞれ御決定されるということになってきます。

委員（酒井正司君） 表のほうなんですけど、母子世帯という文言が出てきますね。これはこ

ういう表現が一般的ではあるけど、父子世帯の場合はどうなるんですかな。

こども課長（高井美樹君） 基本的には、非課税世帯ということなので、当然恐らく母子、父子世帯と書くのが今までかなと思いますけど、国のほうの資料は「等」が抜けていましたか。

どうも済みません、「等」が入っています。多分お父さんが働いている父子世帯では、一般的にはそれなりの収入があって、非課税世帯というよりは所得の課税のところに入って、ここから以上に入ってくるというのもあると思いますけど、済みません、一応国のほうは「等」という形で書いていたので、そのまま今までどおりの表記にしておいております。

副委員長（天羽良明君） 富田委員のやりとりの中であつたんですが、途中でこの区分を変えることは簡単にできるようになっているんでしょうか。

こども課長（高井美樹君） 今、最終で、国のほうの様式に基づいて規則を一生懸命つくっているところですけど、当然その方の就労状況によって変わることなので、それをお申し出いただいて、あくまでも書面審査になりますので、その方の就労が明らかに11時間じゃないとできないというようになれば、保育時間を8時間から11時間に変更させていただきますし、短くなれば、短い方の短時間保育のほうにして保育料も当然その分だけ、現行と一緒になんですけど、標準のときと比較すれば安くなるというのは、それは書面審査で行うということになると思います。

委員（林 則夫君） 基準として、例えば午前9時から午後5時、午前10時から午後6時、この幅はどこまで設定できるわけ。例えば、銀座のママさんが子供を預けようと思って、帰りが午前2時ぐらいになるかもしれんわね。そういう人はもうだめということかな。

こども課長（高井美樹君） ちょっと今私ここに手元の資料を持ってきてないんですけど、深夜保育とかそういったものの補助金のメニューがありまして、そういった部分というのは、午後8時以降のものが、時間帯に応じてその補助金が保育所の人件費として手厚く保育単価が出てきます。恐らくその標準のとおり方というのは、補助金メニューの中にある標準的な額で出てくるところなので、通常で考えると大体午後8時ぐらいから午前5時ぐらいまでです。いわゆる一般的な就労の方に準じたものが標準の枠の中で動く。3時間しか動きようがないですけど、その枠の中で動かせるということは考え方としてはあると思いますけど、今の皆さんの就労状況からいけば、大体お勤めに出ていかれて子供さんを置くと午前7時半だとか午前8時というところになるので、一番多い午前8時とか午前8時半が標準のスタートというのが一番わかりやすいのかなというふうには考えます。

委員長（野呂和久君） それでは、発言もないようですので質疑を終了いたします。

その他何かございましたら。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

閉会 午後4時15分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年 2月24日

可児市教育福祉委員会委員長